

# 岐阜情報スーパーハイウェイ利用申請検討委員会

## 議事要旨(令和4年度第2回)

日時: 令和4年6月30日(木)～令和4年7月1日(金)

\* 岐阜情報スーパーハイウェイ利用申請検討委員会設置要綱第4条第3項に基づくオンライン会議による検討

参加者 委員	岐阜大学工学部教授	三嶋 美和子
	朝日大学経営学部教授	矢守 恭子
	神戸正雄法律事務所 弁護士	神戸 正雄
	岐阜県ケーブルテレビ協議会会長	都島 國雄

1. 受付番号 687

申請者: シーシーエヌ株式会社  
代表取締役 都島 國雄

2. 利用形態: 芯線利用

00ヒ261 柱付近(忠節橋南西) ～ 00ヒ371(岐阜情報 SHW クロージャ側地内)  
利用芯線数: 4本

3. 利用目的

災害時等の通信回線断裂に伴う情報網の停止が課題となっているため、岐阜市イントラ回線の異ルート冗長構成を図ることで、災害時等に対してイントラ回線が強靱化され、地域住民にとっても安定した住民サービスの提供が可能となるため。

4. 事務局提案

本利用承認については、「承認」することとしたい。

理由: 地域のイントラ回線の災害時等の対応で冗長化するものであり、岐阜情報スーパーハイウェイ利用規約第3条、第7条に適合するため。

● 三嶋委員の意見

---

事務局案に賛成いたします。

● 矢守委員の意見

---

事務局案に賛成いたします。

● 神戸委員の意見

---

利用規約に適合するものと思料します。  
従いまして、本事務局案に賛成いたします。

● 都島委員の意見

---

事務局ご提案のとおり「承認」にて異議ございません。

○ 利用申請案件について  
(全委員)

- ・ 今回の申請案件については承認することについて賛成する。